

北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進本部の設置について

平成30年11月22日
総合政策部

1 趣旨

被災地域における一日も早い復旧・復興の実現に向けて、計画的かつ円滑、迅速に復旧・復興対策を進めるため、知事を本部長とする全庁横断的な推進体制を整備する。

2 名称

北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進本部

3 体制

別紙1「設置要綱（案）」参照

4 地方本部

別紙2「地方本部設置要綱（案）」参照

5 所掌事項

- (1) 被災地域の復旧・復興の推進に関すること
- (2) 被災地域の復旧・復興に係る関係機関との連絡調整に関すること

※ 緊急経済対策官民連携協議会及び北海道防災会議（災害検証委員会）との連携を図るための情報共有を含む

6 設置時期

平成30年11月22日

北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進本部設置要綱（案）

1 趣旨

平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震により甚大な被害を受けた被災地域の復旧・復興を推進するため、北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

2 所掌事項

本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 被災地域の復旧・復興の推進に関すること
- (2) 被災地域の復旧・復興に係る関係機関との連絡調整に関すること

3 組織

- (1) 本部の構成員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- (2) 本部の事務を円滑に進めるため、本部の下に幹事会を設置する。

4 本部長及び副本部長

- (1) 本部長は、知事をもって充てる。
- (2) 本部長は、本部を代表し、部務を総理する。
- (3) 副本部長は、副知事をもって充て、本部長を補佐する。

5 会議の招集

- (1) 本部の会議は、本部長が招集し、これを主宰する。
- (2) 本部長は、必要に応じ、本部の構成員以外の関係者に対し、会議への出席を求めることができる。

6 幹事会

- (1) 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- (2) 幹事は、幹事会を構成し、本部の所掌事項に関する連絡調整に当たる。
- (3) 幹事会に、代表幹事を置き、総合政策部地域創生局胆振東部地震災害復興支援室長をもって充てる。
- (4) 幹事会は、代表幹事が招集し、これを主宰する。
- (5) 代表幹事は、必要に応じ、幹事以外の関係者に対し、幹事会への出席を求めることができる。

7 庶務

本部の庶務は、総合政策部地域創生局胆振東部地震災害復興支援室において処理する。

8 地方本部

- (1) 本部の業務を分掌させるため、必要に応じて総合振興局及び振興局に北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進地方本部（以下「地方本部」という。）を置く。
- (2) 地方本部に地方本部長を置き、総合振興局長及び振興局長をもって充てる。
- (3) 地方本部の組織及び運営に関し必要な事項は、3の事項から7の事項までの規定に準じて地方本部長が定める。

9 雑則

この要綱に定めるもののほか、本部の運営に必要な事項は、本部長が定める。

附則

この設置要綱は、平成30年11月 日 から施行する。

別表1 北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進本部員名簿

役職	所属・職
本部長	知事
副本部長	副知事
本部員	総務部長 総務部職員監 総務部危機管理監 総合政策部長 総合政策部知事室長 総合政策部交通企画監 総合政策部空港戦略推進監 環境生活部長 環境生活部アイヌ政策監 保健福祉部長 保健福祉部少子高齢化対策監 経済部長 経済部観光振興監 経済部食産業振興監 農政部長 農政部食の安全推進監 水産林務部長 建設部長 建設部建築企画監 会計管理者 各（総合）振興局長 東京事務所長 公営企業管理者 病院事業管理者 教育長 警察本部長

別表2 北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進本部幹事会名簿

役職	所属・職
代表幹事	総合政策部地域創生局胆振東部地震災害復興支援室長
幹事	総務部総務課長 総務部人事局人事課長 総務部財政局財政課長 総務部危機対策局危機対策課長 総合政策部総務課長 総合政策部政策局参事 総合政策部地域創生局地域戦略課長 総合政策部地域創生局胆振東部地震災害復興支援室参事 総合政策部地域振興局市町村課長 総合政策部地域振興局地域政策課長 総合政策部交通政策局交通企画課長 環境生活部総務課長 保健福祉部総務課政策調整担当課長 経済部経済企画局経済企画課長 経済部観光局参事 農政部農政課長 水産林務部総務課企画調整担当課長 建設部建設政策局建設政策課長 出納局総務課長 各（総合）振興局地域創生部長 東京事務所行政課長 企業局総務課長 道立病院局病院経営課長 教育庁総務政策局教育政策課長 警察本部総務部総務課長

北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進胆振地方本部設置要綱（案）

1 趣旨

平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震により甚大な被害を受けた胆振総合振興局管内における被災地域の復旧・復興を推進するため、「北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進本部設置要綱（平成30年11月 日策定）」第8項第1号に基づき、胆振総合振興局に地方本部を設置する。

2 所掌事項

地方本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 胆振総合振興局管内における被災地域の復旧・復興の推進に関すること
- (2) 胆振総合振興局管内における被災地域の復旧・復興に係る関係機関との連絡調整に関すること

3 組織

- (1) 地方本部の構成員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- (2) 地方本部の事務を円滑に進めるため、地方本部の下に幹事会を設置する。

4 地方本部長及び副地方本部長

- (1) 地方本部長は、胆振総合振興局長をもって充てる。
- (2) 地方本部長は、地方本部を代表し、部務を総理する。
- (3) 副地方本部長は、副局長をもって充て、地方本部長を補佐する。

5 会議の招集

- (1) 地方本部の会議は、地方本部長が招集し、これを主宰する。
- (2) 地方本部長は、必要に応じ、地方本部の構成員以外の関係者に対し、会議への出席を求めることができる。

6 幹事会

- (1) 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- (2) 幹事は、幹事会を構成し、地方本部の所掌事項に関する連絡調整に当たる。
- (3) 幹事会に、代表幹事を置き、地域創生部長をもって充てる。
- (4) 幹事会は、代表幹事が招集し、これを主宰する。
- (5) 代表幹事は、必要に応じ、幹事以外の関係者に対し、幹事会への出席を求めることができる。

7 庶務

地方本部の庶務は、胆振総合振興局いぶりONE復興プロジェクト推進室（地域創生部地域政策課）において処理する。

8 雑則

この要綱に定めるもののほか、地方本部の運営に必要な事項は、地方本部長が定める。

附則

この設置要領は、平成30年11月 日から施行する。

別表 1 北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進胆振地方本部員名簿

役 職	所 属 ・ 職
地 方 本 部 長	総合振興局長
副地方本部長	副局長(地域創生部・保健環境部・産業振興部担当) 副局長(建設管理部担当)
地 方 本 部 員	地域創生部長 保健環境部長 保健環境部くらし・子育て担当部長 保健環境部苫小牧地域保健室長 産業振興部長 産業振興部地域産業担当部長 森林室長 室蘭建設管理部長 室蘭建設管理部事業室長 胆振教育局長 胆振教育局次長

別表 2 北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興胆振地方本部幹事会名簿

役 職	所 属 ・ 職
代 表 幹 事	地域創生部長
幹 事	総務課長 地域創生部地域政策課長、主幹 保健環境部保健行政室企画総務課長 保健環境部社会福祉課長 保健環境部環境生活課長 保健環境部苫小牧地域保健室企画総務課長 産業振興部商工労働観光課長 産業振興部農務課長 産業振興部農村振興課長 産業振興部林務課長 産業振興部水産課長 室蘭建設管理部建設行政室建設指導課長 室蘭建設管理部事業室地域調整課長 総合政策部地域創生局胆振東部地震災害復興支援室主幹(胆振在勤)